

人事院総裁  
総務大臣

## 春段階の回答得る

公務員連絡会 3 / 2 3 交渉で基本的考えを確認

### 公務員連絡会は、人事院総裁および総務大臣と最終交渉

公務員連絡会の棚村議長他委員長クラス交渉委員は、23日 11時から江利川人事院総裁と、19時30分からは原口総務大臣と2010春季段階の最終交渉を行いました。この交渉で人事院総裁、総務大臣は、それぞれ別掲のとおり春の段階における最終的な回答を示しました。

### 原口総務大臣：基本権回復にむけて前進回答

総務大臣回答は、労働基本権の回復などについて政権交代を実感させる一歩前進した回答となったことが特徴と言えます。また、公務員給与に対する基本姿勢について、人事院総裁が「労働基本権制約の代償措置としての給与勧告制度の意義及び役割を踏まえ、適正な公務員給与水準を確保する」、総務大臣が「人事院勧告制度を維持尊重する」ことをそれぞれ確認しました。

### 「到達点」として確認……公務員連絡会

公務員連絡会は、同日夜に開いた企画・幹事合同会議で、「政府、人事院の回答は要求を完全に満たしたとは言えない。しかし、超勤縮減、非常勤職員制度見直しや労働基本権の確立についての総務大臣回答が前政権のもとでの回答から確実に前進したことを含め、われわれは、公務をめぐる情勢がさらに厳しさを増している中での春の段階の交渉の到達点として受け止め、諸課題の解決に向けて人勧期・確定期の闘いを全力で進めていく」との声明を確認しました。

### 国交職組は「到達点」踏まえ官房長交渉に臨む

国交職組は、国交職組ニュース No. 139号（本号）で、組合員への周知徹底を図るとともに、独自課題の前進を含め、3月26日の官房長交渉に臨むこととしています。

一方、民間の中堅・中小・地場の取組は、まだしばらく続きます。人事院勧告は、50人以上の企業が調査対象・比較対象ですから、引き続き連合中央・地方の取組に結集し、人勧期・確定期を展望した取組を続けます。

生活防衛の勧告めざして、ともに頑張りましょう！



原口 総務大臣

労働基本権の回復に向け、使用者機関の確立を含む自律的労使関係制度の措置など、さらなる抜本的改革に取り組むこととなるが、私としても、政府としての取組みに最大限努力してまいりたい。



江利川人事院総裁

労働基本権制約の代償措置としての給与勧告制度の意義及び役割を踏まえ、官民較差に基づき適正な公務員給与の水準を確保するという人事院の基本姿勢に変わりはない。

## ■ 人事院総裁回答

### 1 2010年度賃金要求について

労働基本権制約の代償措置としての給与勧告制度の意義及び役割を踏まえ、官民較差に基づき適正な公務員給与の水準を確保するという人事院の基本姿勢に変わりはない。

また、給与改定に当たって、公務員連絡会が交渉、協議、納得を求めていることについては理解する。

平成18年度から実施してきている給与構造改革は、平成22年度において当初予定していた施策がすべて実施されることになる。今後も様々な課題に取り組むこととなるが、特に公務員の高齢期の雇用問題に関連して給与制度上の様々な問題に対処する必要があり、公務員連絡会とも十分意見交換しながら検討を進めて参りたい。

公務員の給与改定については、民間給与の実態を精確に把握した上で、公務員連絡会の要求及び公務員の生活を考慮しつつ、人事院の重要な使命として、適切に対処する。

給与勧告作業に当たっては、較差の配分、手当の在り方などについて公務員連絡会と十分な意見交換を行うとともに、要求を反映するよう努める。

一時金については、民間の支給水準等の精確な把握を行い、適切に対処する。

### 2 非常勤職員の雇用、労働条件の改善等について

日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直しについては、日々雇用が更新されるという現行の制度を廃止し、会計年度内で、臨時的な業務に応じて最長1年間の任期を設定して任用する仕組みを新たに設けることとしたいと考えている。

また、任期満了後、新会計年度に設置された非常勤官職への再採用は妨げられないが、人事院としては、例えば、同一府省において雇用することができる期間について、3年という上限を設ける必要があると考えている。

今後、職員団体及び制度官庁、各府省と詰めの協議を行うこととし、実施時期については、新しい仕組みの内容を関係者に十分周知するなど円滑な実施のため所要の準備を行う必要があることを念頭に置きつつ、早期に実施できるよう準備を進めて参りたい。

### 3 労働時間の短縮等について

公務員の勤務時間・休暇制度の充実に向けて、関係者や公務員連絡会の意見を聞きながら引き続き検討する。

超過勤務の縮減については、現在、各府省において在庁時間の削減目標を設定するなどして、政府全体として取組がなされている。

本院としても、昨年2月に定めた他律的業務に係る720時間の目安時間の遵守状況などを注視しつつ、関係機関と連携して超過勤務の縮減に努めて参りたい。

病気休暇制度や運用のあり方については、今後、公務員連絡会の意見も聞きながら、本年夏の勧告時を目途として、検討して参りたい。

### 4 新たな人事評価制度の実施・運用等について

新たな人事評価については、各府省における実施状況や活用状況の調査を行うことを検討したい。また、その結果を踏まえ、公務員連絡会をはじめ各方面の意見を聞きながら、引き続き、適切に対処していきたい。

### 5 新たな高齢期雇用施策について

高齢期の雇用については、昨年勧告時の報告で述べたように、平成25年度から段階的に65歳まで定年を延長することが適当であり、本年中を目途に、そのための意見の申出を行うことができるよう検討を進めている。

### 6 男女平等、福利厚生施策等について

平成17年末に改定された「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」に基づく施策が着実に実行されるよう努めて参りたい。

各府省における「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の実施については、人事院としても、国家公務員の勤務条件を所管する立場から、引き続き適切に対応して参りたい。

心の健康づくり対策について、現在、「円滑な職場復帰及び再発防止のための受入方針」（平成17年7月）を改定するための検討会を設け、専門家による検討を進めている

ところであり、その検討結果を施策に反映していきたい。

## ■ 総務大臣

### 1 総人件費改革等について

国の出先機関改革については、地域主権戦略会議を中心にしっかり議論していきたいと考えている。その際、公務能率の確保に留意しつつ、職員の皆様の雇用の確保に努めてまいりたい。

### 2 給与改定等について

人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、労働基本権がなお制約されている現状においては、同制度を尊重することが政府としての基本姿勢である。

平成 22 年度の給与改定に当たっても、この基本姿勢の下、国政全般との関連を考慮しつつ適切に対処してまいりたい。また、これまで同様に職員団体とも十分に話し合い、適切な給与水準が確保できるよう努力してまいりたい。

### 3 労働時間等について

国家公務員の勤務時間については、ワーク・ライフ・バランス実現の観点から、長時間の超過勤務の縮減を早急に進めることが重要な課題であると認識している。

先の給与法改正においても、超勤についてのコスト意識を高め、超勤の抑制に資するため、超勤手当の支給割合引上げを定めているところである。

総務省としては、一昨年 9 月に改正された「国家公務員の労働時間短縮対策」に基づき、超過勤務の縮減や年次休暇の計画的使用の促進に努めるとともに、関係機関とも連携しながら、政府一体となって徹底した勤務時間管理に基づいた実効性のある取組を進めてまいりたい。

### 4 新たな高齢者雇用対策について

定年延長については、公務員制度改革の一環として国家公務員制度改革推進本部において検討を進めているが、総務省としても雇用と年金の接続は重要な課題であると認識しており、関係機関と連携を図りながら、職員団体の御意見を踏まえつつ、政府全体として取り組んでまいりたい。

なお、人事院から「意見の申出」が行われた場合には、誠意を持って対応していきたい。

### 5 非常勤職員について

非常勤職員の処遇については、人事院の指針に基づいて改善が図られ、これに沿った処遇改善を進めてきているところであるが、今後とも、総務省としても人事院と連携しつつ、各府省において適切な運用が図られるよう努めてまいりたい。

日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態については、任期が 1 日単位という不安定な制度は廃止し、適切な任期を定めることができる新たな制度を導入したいと考えている。

新制度については、関係府省間での具体的内容の検討・調整を急ぎ、早期に結論を得た上で所要の準備を進め、実施に移してまいりたい。

また、今後とも非常勤職員の処遇改善等について、職員団体の御意見も伺いながら検討してまいりたい。

### 6 労働基本権の回復について

国家公務員制度改革は、国民主権、政治主導を徹底する上で極めて重要な課題であると認識している。

現在、国会に提出している国公法等改正法案を第一弾として、今後、労働基本権の回復に向け、使用者機関の確立を含む自律的労使関係制度の措置など、さらなる抜本的改革に取り組むこととなるが、私としても、政府としての取組みに最大限努力してまいりたい。

なお、安定した労使関係を維持する観点から、職員団体とは誠意を持った話し合いによる一層の意志疎通に努めたい。

**ILO基準満たす公務員の労働法制実現を**

# 大半の事務は地方移管可能

全国知事会「国の出先機関原則廃止PT」の中間報告3／23

## 「中間報告」は政府の地域主権戦略会議に提出予定

全国知事会の「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」（座長・上田清司埼玉県知事）は3月23日、国の地方出先機関が担っている事務のうち、半数以上を地方に移管すべきだとする提言（中間報告）をまとめました。PTが国の出先機関について独自に「事業仕分け」を行った結果に基づくもので、近く政府の地域主権戦略会議（議長・鳩山由紀夫首相）に提出することとなっています。

## 地方整備局：高速道路以外地方移管

中間報告では、地方整備局の国道・河川などの事務は、高速道路（自動車専用道路）を除いて、原則、地方移管となっていますが、これは、地方分権改革推進委員会（委員長：丹羽宇一郎）が出した勧告「バイパス旧道、同一都府県内に始終点のある路線等の国道、同一都府県内で完結する河川は移管対象とする」の内容をはるかに超えています。

国交省はこれまで、地方分権改革推進委員会勧告の一部にあたる「直轄国道のうち地域密着性の高い国道15%程度、同一都府県内完結河川の4割程度を移管対象」として、関係都府県と個別協議を進めてきたと説明していますが、「全国の見地から必要とされる基礎的・広域的事業を直轄で実施する」とこれまでの説明は完全に吹き飛ばされています。

## 政府地域主権戦略会議は夏に大綱策定

一方、政府の地域主権戦略会議は、今年夏までに「地域主権戦略大綱」（仮称）を策定するとしており、6月には原案をとりまとめるとしています。検討課題は、①義務付け・枠付け等、②基礎自治体への権限委譲、③一括交付金化、④出先機関の抜本改革、の4つに整理されています。なお、出先機関改革は、北川早大教授（前三重県知事）が主査で、4月に出先機関改革の論点の報告、5月に出先機関改革の集中審議が予定されています。



## さっぱり国の形が見えない

鳩山政権は「一丁目一番地」の政策として「地域主権の確立」をかけています。主権は国家に属するものから「地域主権」は如何でしょうか、マスコミには受けるかも知れませんが。また、民主党はこれまで、国と基礎自治体の二層構造を主張してきました。だとすれば、現行都道府県の扱いをどうするのか明確に示すべきです。それなしで、国と地方の役割分担を議論すること自体に無理があると思います。

## 雇用確保求めて万全の取組が不可欠

参院選挙を意識した「原則廃止」の暴走は、見過ごせませんから、国交職組としては、上部団体である国公連合や公務労協とも連携し、①事務事業の精査に基づく国と地方の役割分担の見直し、②①の結果を踏まえた組織見直し、③政府の責任で雇用確保と人員異動のシステム整備、を引き続き訴えていくこととします。

## 編集後記 ♠ ♥ ♣ ◇ ♠ ♥ ♣ ◇ ♠ ♥ ♣ ◇ ♠ ♥ ♣ ◇ ♠ ♥ ♣ ◇

■全国知事会PTの中間報告を「都道府県焼け太り提言」と酷評する方が、基本となる基礎自治体（市町村）のアピール不足も同時に指摘していました。国民にとっては、国か地方かよりも「良質なサービスが提供されるのかどうか」が大切なのではないでしょうか。

■中央集権と一極集中が閉塞感を募らせているとしたら、「廃県置藩」（藩は市町村？）による分権と道州制による多極分散というのも検討すべき課題ではないでしょうか。少なくとも、見かけの国の歳出削減だけでは国民は幸せにはなりません。たぶん。（J）